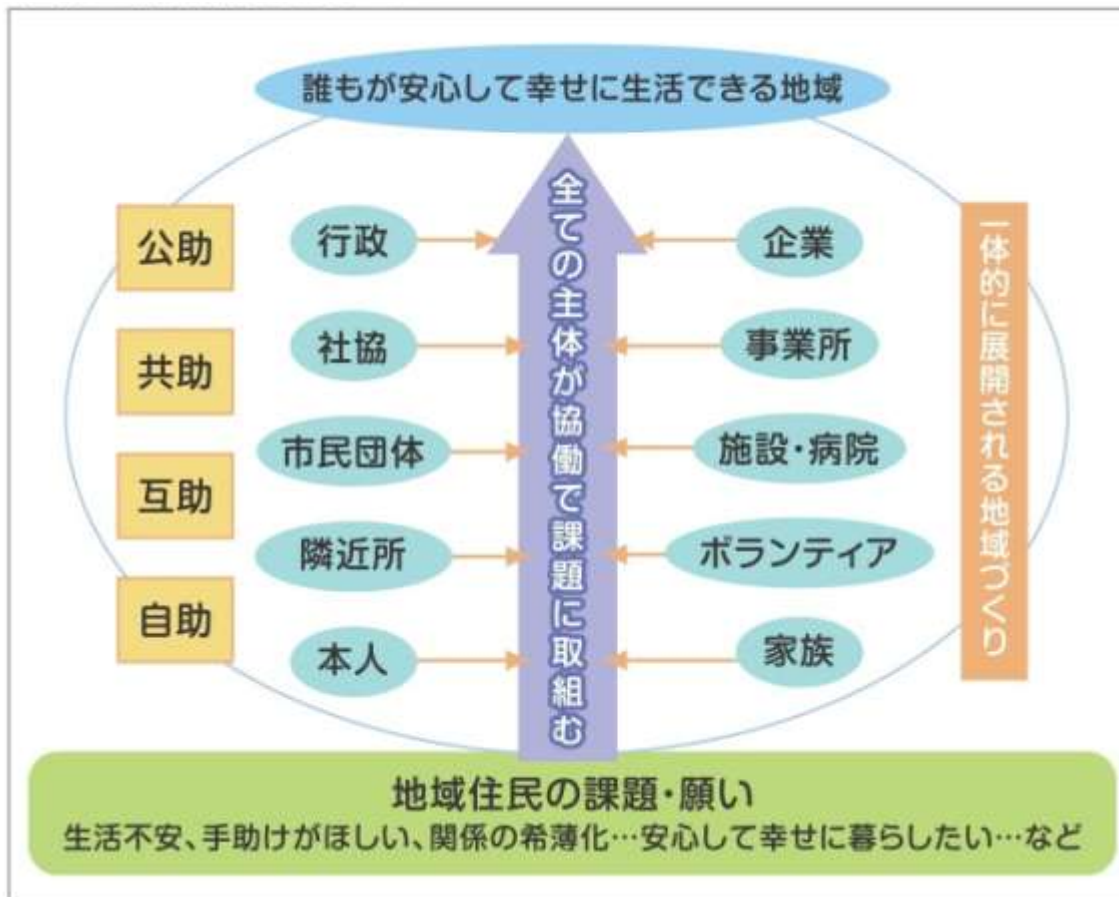


①地域福祉とは？



◆ 社会福祉法 第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、**地域福祉の推進に努めなければならない。**

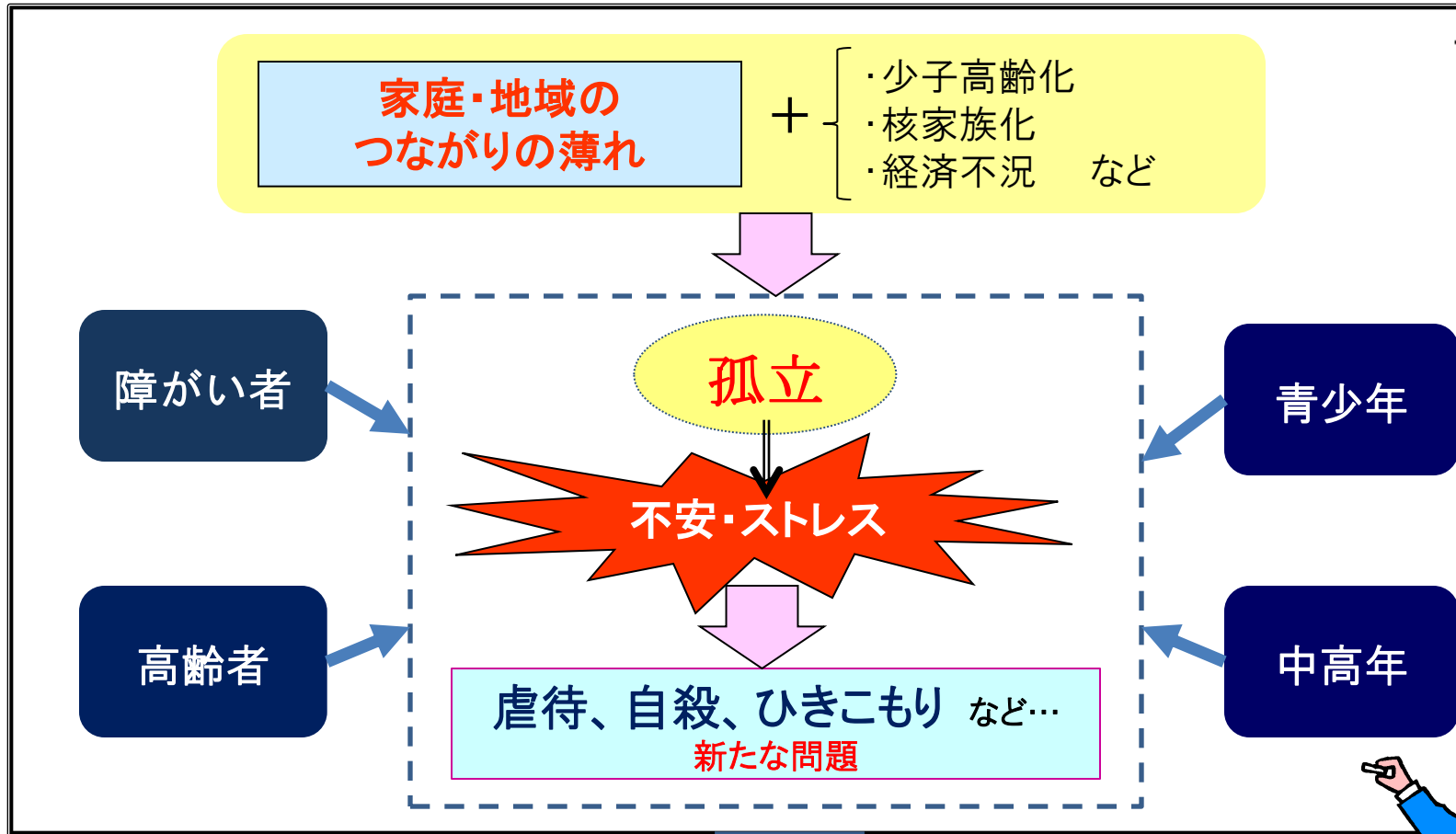


様々な人々が協力し合い、それぞれの役割の中で出来ることに取り組んでいくことで、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めていくこと

||

地域福祉の
推進

②なぜ今、「地域福祉」なのか？



こうした流れを止めるために、
地域福祉を進めることが求められています。

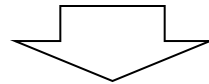


③「地域福祉計画」とは？

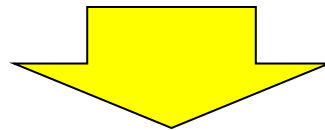


◆ 社会福祉法 第107条

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



これらの事項について、地域福祉の主体である
地域住民などの参加を得て定めるもの

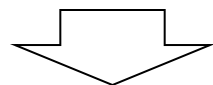


市町村が**地域福祉を総合的に推進するために**
進むべき方向を明らかにするための計画

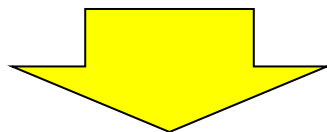
④ 「地域福祉活動計画」とは？



地域住民や事業者、当事者組織、NPO・ボランティア団体、行政などが連携し、「地域で誰もが安心して充実した生活が送れるような地域社会」をつくることが目的



この実現に向けた取り組みについて
社会福祉協議会が呼びかけて策定するもの



地域住民自らが地域福祉の推進に
取り組むための民間の行動計画

⑤地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



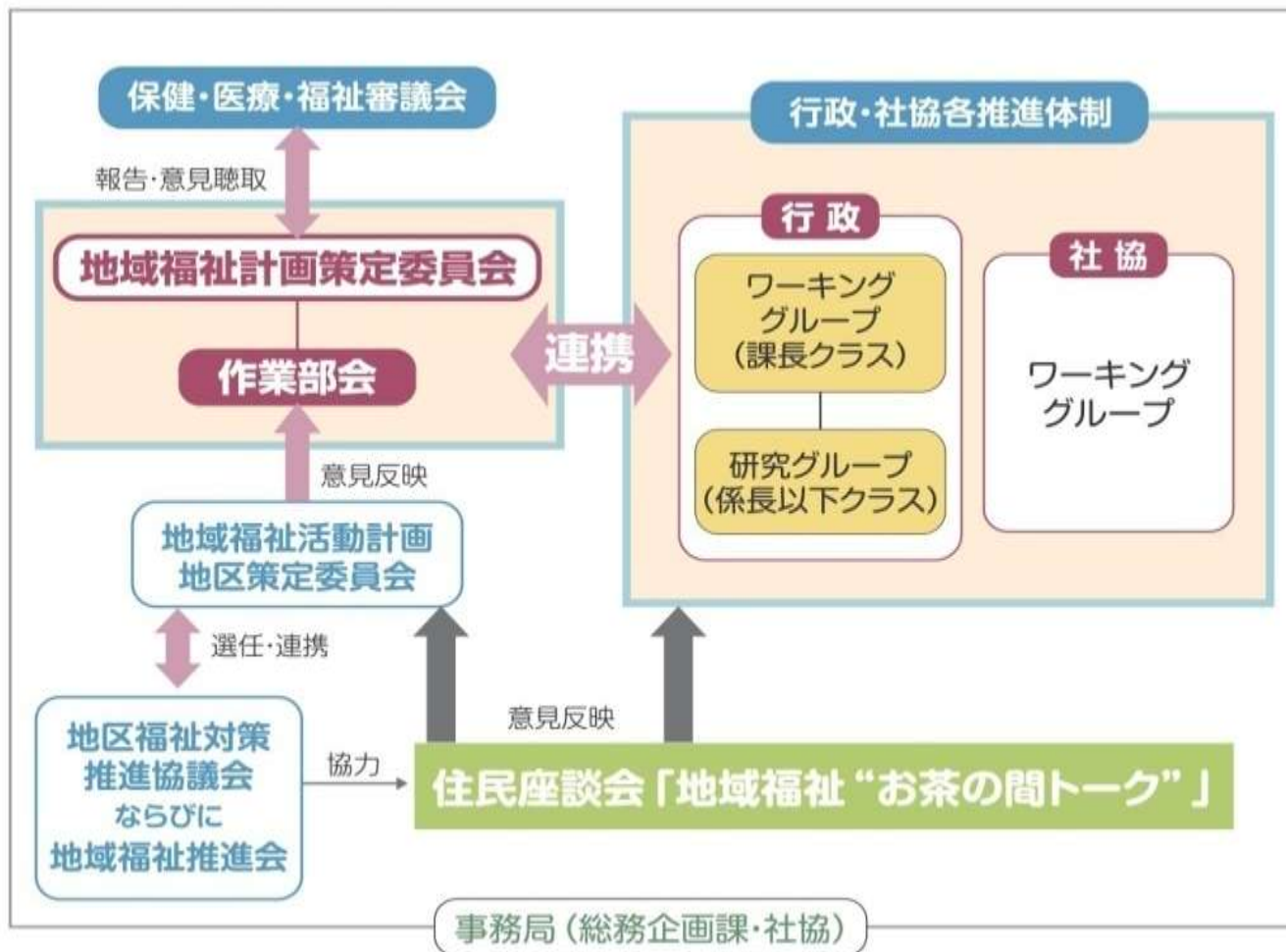
本市においては、市が策定する『**地域福祉計画**』と市社協が策定する『**地域福祉活動計画**』について、地域福祉の推進という共通の目的に向けた基本的な考え方や取り組み内容を共有し、一体的に策定。

⑥他の福祉分野の計画との関係



地域福祉計画(および佐世保市地域福祉活動計画)は、福祉分野の計画に基づく様々な取り組みと、それだけでは解決できない課題を解決するための取り組みを結び、地域における総合的な福祉を実現していくための計画。

⑦計画策定の体制



「地域福祉計画策定委員会」において計画の策定方針などを審議したほか、地域ごとの課題や取り組みを十分に反映することを意識。

⑧計画の策定方針

地域住民の参加の機会を作るとともに、**地域福祉を進めるきっかけづくりを行う**ことを最も重視。

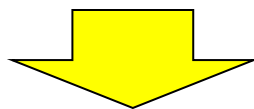
- ① 地域ごとにワークショップ形式の住民座談会を開催

『地域福祉 “お茶の間トーク”』

- ・小地域単位での住民の生活課題の集約
- ・計画策定への住民参加の機会を十分に確保

- ② 地域ごとの**地区地域福祉活動計画**の策定

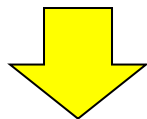
①の結果を踏まえた地区ごとの住民の行動計画



①、②の結果を基に市全体の計画を策定

⑨福推協を中心とする地域福祉の推進

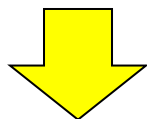
お茶の間トークの実施および
地区ごとの活動計画の策定



地区福祉推進協議会※の単位ごと

※略称:福推協 (市内31地区)

民生委員・児童委員、町内会、自治会、老人会、婦人会、小中学校、PTA、警察、消防団など、地域内のさまざまな団体で役員を構成



これからの「地域福祉の推進役」として期待

福推協の役員を中心に、地域住民に対して地域福祉活動への参加を呼びかけていくことを柱とする考え方



⑩ 「地域福祉 “お茶の間トーク” 」とは？

ワークショップ形式による座談会

基本とした方針

- ①地域住民同士による話し合いで進めることが前提
- ②雰囲気づくりを重視した進め方を検討する
- ③地域福祉を進めるきっかけになる内容を検討する



⑪ 「地域福祉 “お茶の間トーク”」の開催結果

	実施地区	実施回数	のべ参加者数	参加者平均
平成17年度	潮見・白南風(合同)、早岐、柚木	9回	504名	56名/回
平成18年度	宮、金比良・赤崎(合同)、日宇、 広田、中里皆瀬、春日、三川内、黒島、 福石・木風(合同)、天神	20回	953名	47.7名/回
平成19年度	相浦、針尾、清水・大久保(合同)、 大野、江上、九十九、吉井、小佐々、 世知原、小佐世保、宇久、戸尾、光園、 山手	28回	1,257名	44.9名/回
合 計		57回	2,714名	47.6名/回

アンケートの結果、参加者の90%以上の方が「活発に話げできた・ある程度話し合ひができた」と回答されたほか、「地域の課題が再確認できた」「自分にできることはやろうと思った」という意見も多くいただいた。

⑫地区ごとの「地域福祉活動計画」

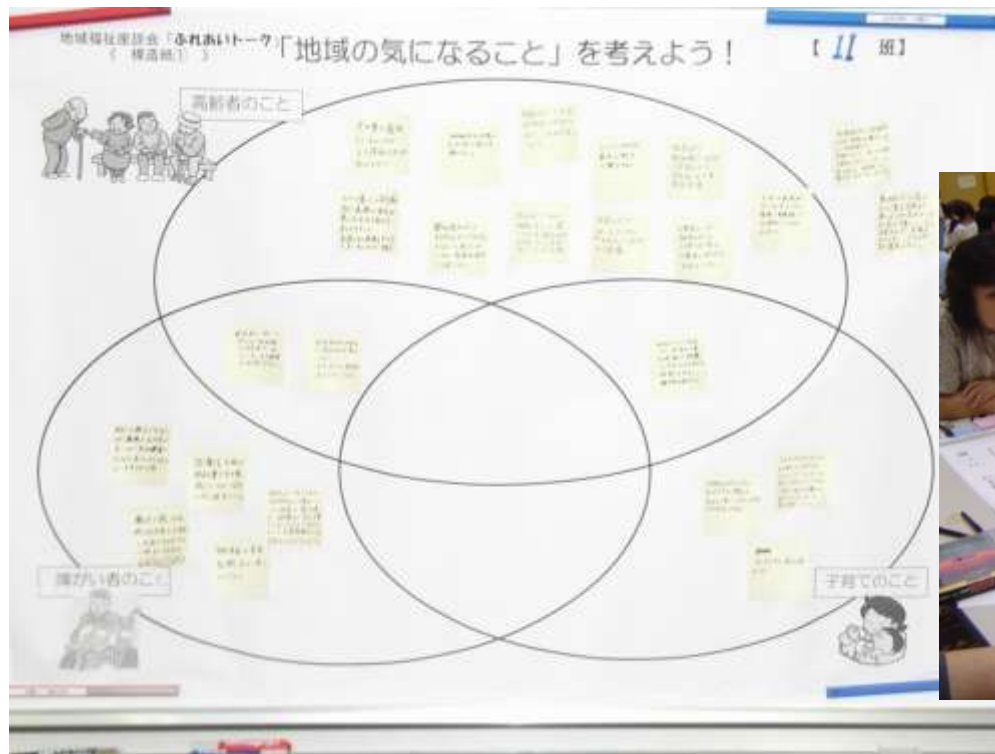
“お茶の間トーク”を通じて地域住民同士が共有した「地域の課題」とその解決のために「地域住民が取り組むべきこと」について、今後の活動につなげるための『地域住民の行動計画』として地区ごとに取りまとめ



⑬地域福祉座談会「ふれあいトーク」

生活上何らかの支援が必要な方やそのご家族の地域での生活上の課題やその解決策について、さらに掘り下げることを目的に実施

【参加者】当事者やその家族、高齢者・障がい者・子ども関係の支援をする仕事やボランティア活動などに携わっている方々(93名)



⑭地域福祉を進めるための課題（まとめ）

「地域福祉“お茶の間トーク”」や「ふれあいトーク」で出された様々な意見を集約し、地域福祉を進めるうえでの課題について整理

1 家庭内の問題の肥大化

- ・子どもや高齢者への虐待
- ・障がい者のいる家庭の負担
- ・ひとり暮らしの高齢者の増加 など



4 支援が必要な方の生活不安

- ・移動困難による生活不便
- ・地域との関わりへの不安
- ・災害時の支援体制の不安 など



2 子どもを守り、育てることに関する不安や悩み

- ・コミュニケーション力の低下
- ・子どもに関する事件、事故の増加
- ・地域の防犯機能の低下 など



5 人々の交流や関わりの希薄化

- ・近所付き合いの減少
- ・身近な相談相手の不在
- ・高齢者、障がい者の孤立
- ・地域住民同士のトラブル など



3 サービスや制度の利用に関する問題

- ・サービス利用への抵抗感
- ・相談窓口の不明確さ
- ・サービス選択の困難さ など



6 地域内による協力体制と理解の低下

- ・町内会など地域活動の低下
- ・高齢者、障がい者への理解不足
- ・助け合いの意識の不足 など



⑮計画の理念と取り組みの体系

●3つの基本理念●

みんなが
主役の
市民協働

みんなで
共生できる「まち」ば
つくりようで!

地域住民一人ひとりが主体となって地域福祉活動に参加し、ともに暮らすことができるまちづくりを進めましょう。



みんなが
つながり
支え合って

安全・安心の「まち」ば
つくりようで!

地域住民一人ひとりがお互いに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めましょう。



みんなが
生きがいの
もてる

元気で輝く「まち」ば
つくりようで!

地域住民一人ひとりが、自分らしく生きがいを持って生活できる、活気あるまちづくりを進めましょう。



基本目標

地域福祉の考え方を広げ、
一人ひとりの行動を推進しよう

みんなの行動で
まわりの課題に早く気づき、
解決につながる地域を
つくりよう



みんなで地域福祉活動に
取り組もう

施策とその内容

地域福祉の考え方を広げよう

- ・地域住民の理解を促す機会づくり
- ・広報手段の活用・充実など

住民自らの行動を推進しよう

- ・活動の場と参加しやすい雰囲気づくり
- ・地域組織による積極的な活動とNPO等との連携など

たとえば・・・

ボランティア研修会などを実施し、幅広い年齢層の住民に地域福祉活動への積極的な参加を呼び掛けます。



地域内で連携し、情報を共有しよう

- ・地域住民による情報収集の促進
- ・地域住民と専門機関による連携の促進

みんなが相談しやすい地域をつくりよう

- ・身近な相談相手づくり
- ・相談窓口の充実

ふれあい、交流の場をつくりよう

- ・気軽に集まれる場所づくり
- ・コミュニケーションの場の活用

気軽にサービスを利用できるようにしよう

- ・サービスの情報提供の充実
- ・利用しやすいサービスの検討
- ・サービスを適正に受けられる機会の確保など

福祉対策推進協議会・地域福祉推進会を中心にまとまろう

- ・役割の明確化
- ・活動の活性化
- ・社会福祉協議会との連携強化

たとえば・・・

デイクラブ*などの実施場所を増やします。また公民館や空き店舗などを利用し、「地域お茶の間づくり(仮称)」と題した交流の場づくりを推進します。



地区ごとの地域福祉活動計画を実践しよう

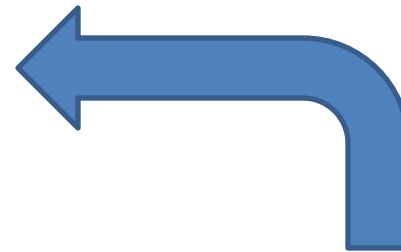
- ・地区地域活動計画の周知
- ・地区地域活動計画の実践
- ・地区地域活動計画の検証と見直し



⑩計画の構成（１） 関連表による整理

課題の解決に向けた 取り組み（基本施策）		1 地域福祉の考え方を 広げよう	2 住民自らの行動を 推進しよう
お茶の間トークや ふれあいトークで出された課題			
1. 家庭内の問題の肥大化			
子どもや高齢者に対する虐待	障がい者のいる家庭の負担	○	○
子育て中の母親のストレス	子どもの不登校やひきこもり		
ひとり暮らしの高齢者の増加	など		
2. 子どもを守り、育てることに関する不安や悩み			
コミュニケーション力の低下	子どもに関する事件、事故の増加	○	○
保護者のしつけの不徹底	地域の防犯機能の低下		
障がいについての教育不足	など		
3. サービスや制度の利用に関する問題			
サービス利用への抵抗感	公的サービスの不便性	—	—
相談窓口の不明確さ	サービスの需要と供給の不一致		
サービス選択の困難性	など		
4. 支援が必要な方の生活不安			
移動困難による生活不便	地域との関わりへの不安	○	○
災害時の支援体制の不安	障がい者の就職不安		
金銭管理についての不安	など		
5. 人々の交流や関わり希薄化			
近所付き合いの減少	身近な相談相手の不在	○	○
高齢者、障がい者の孤立	地域住民同士のトラブル		
地域行事への参加者の減少	など		
6. 地域内による協力体制と理解の低下			
自治会（町内会など）の地域活動の低下	高齢者、障がい者への理解不足	○	○
助け合いの意識の不足	ボランティア活動の不足		
協力の受入体制の未整備	など		

基本目標を達成するために行う様々な取り組みについて、いくつかの「基本施策」として集約して記載



3つの基本目標の各冒頭では、それぞれの基本施策が、お茶の間トークやふれあいトークで出された“どのような課題を解決するための取り組みなのか”について「関連表」として整理

（記号の説明）○：互の課題の解決策としてより大きな効果が期待される施策
○：互の課題の解決に関わりがあると思われる施策

⑰計画の構成（２）基本施策→各施策の構成

基本施策の概要

基本施策 1: 地域内で連携し、情報を共有しよう

概要

【お茶の間トークでの意見から】

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が多い。
- ・住居に対する付き合いが少なくなった。
- ・あいまつきをしない人が増えた。
- ・災害時などにすぐに避難できるが不安。

【ふれあいトークでの意見から】

- ・個人情報のため、地域内への協力が必要。
- ・距離の長さとのコミュニケーションが重要。
- ・ご近所へ迷惑をかけることがあり、許容が狭い。
- ・ご近所の方にサービス以外の実態を摸るの困難。
- ・説明しても家から出てこない人がいる。

(1) 現状と課題

支援が必要な方が、特に個別な課題を解決する必要がある方が多いとの認識を共有し、地域内での連携を促進し、情報を共有しよう。

また、個人情報保護の観点から、情報が共有しにくくなってきていることで、住居の届出が制約される事例も見られてきており、地域内で情報を共有していくためには、住民同士が理解し合うことが重要になっていきます。

各施策につながる現状と課題
(お茶の間トーク、ふれあいトークの意見)

各施策の取り組みの方向

(2) 取り組みの方向

地域内の様々な団体による見守りや声かけなどを行うことは、支援が必要な方の生活課題を早期に発見するために大切なことで、種別等を甲とする「ふれあいネットワーク」などを活用した活動なども、地域内の支援が必要な方の情報を把握するうえで重要な取り組みの一つです。

また、そのような団体ごとの取り組みに併せて、まずは地域住民一人ひとりが「内こころ三軒お茶」の気持で、できる範囲の声かけなどを始め、安定な生活を送る中でお互いの理解を深めることも必要です。

今後は、地域福祉への理解づくりを目的ながら、このような地域での活動についての意識向上を図っています。

(3) 取り組みの内容及目標

【市、社協がともに主体となって進めること】

- 実施時に、支援が必要な方にどのような支援を行い、当事者の苦しみや不安はどのように軽減できるかを示す「支援実施計画マニュアル(仮称)」を作成を進めます。

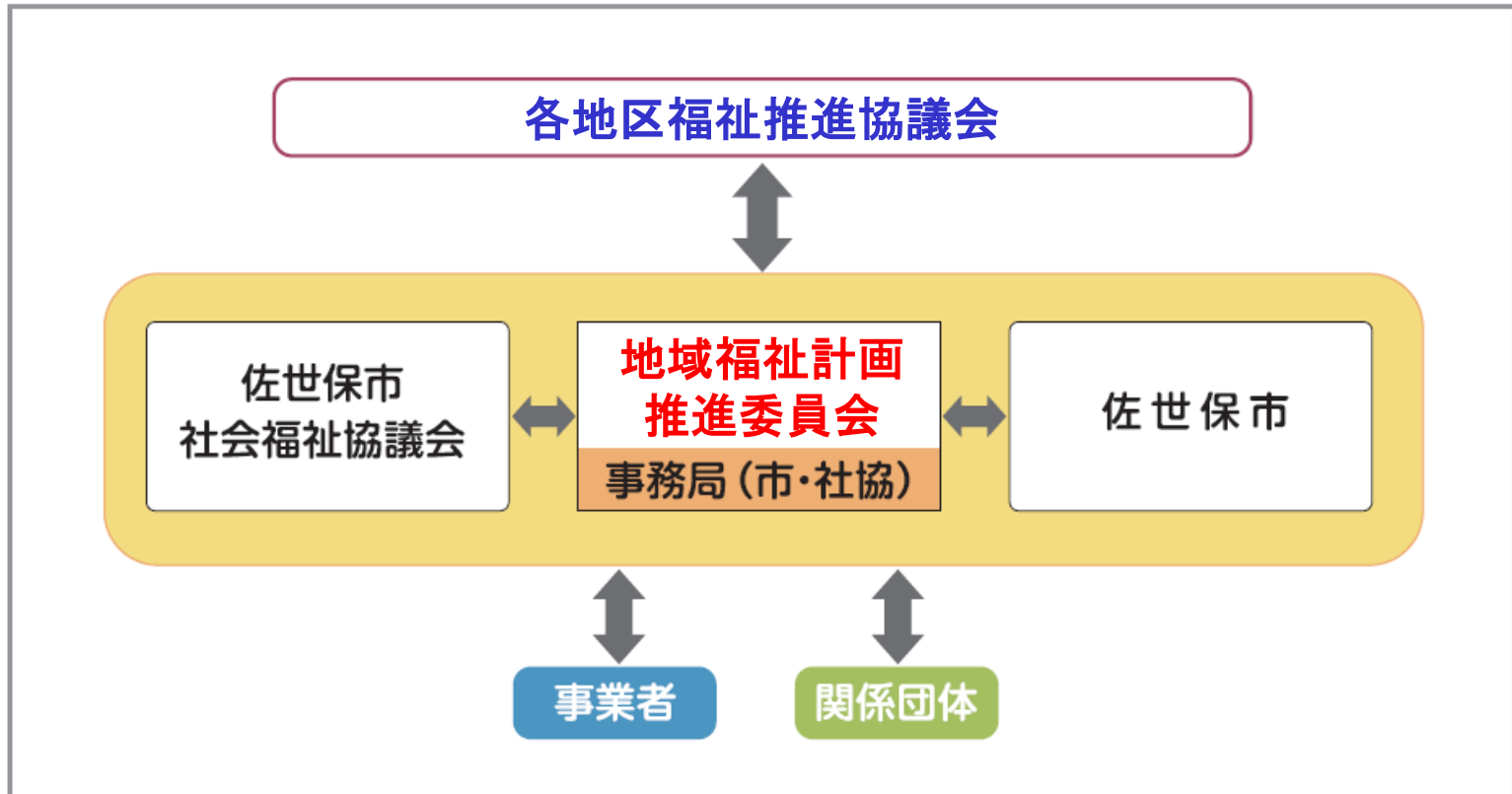
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
検討	検討	作成	検証	見直し

具体的な取り組み内容

⑱計画の推進

【計画期間】 平成21年度から平成25年度までの5年間

<本計画の推進体制のイメージ>



市・市社協においては、各地区福推協と連携するとともに、地域福祉推進委員会を通じた進捗管理や評価を行いながら取り組みを推進していく。